

◆◆◆継続会員を希望される方はお読みください◆◆◆

継続会員を希望される方は、次のことに留意の上、申込みをされるようお願いいたします。

- I 宮城教育大学附属学校及び県内の市町村教育委員会等へ転出の方
継続会員になりますと、下記の1～4の手続きを全てご自身で行うこととなります。
- II 知事部局へ転出の方
知事部局へ転出し継続会員を希望される方は、宮城県の給与から掛金等の控除が可能のため、下記の1と2の手続きは不要です。
3及び4の手続きをご自身で行うこととなります。

記

1 掛金について

- (1) 掛金台帳を作成し、4月分の掛金額を報告願います。(関係書類は4月下旬に送付)
- (2) 昇給等により掛金基礎額に変更が生じた場合は、「掛金額変更報告書」を作成し、掛金額を報告願います(該当月)。
- (3) 振込通知書(青色)を使用し、毎月給料日までに納入してください。

2 団体保険料について《加入者のみ》

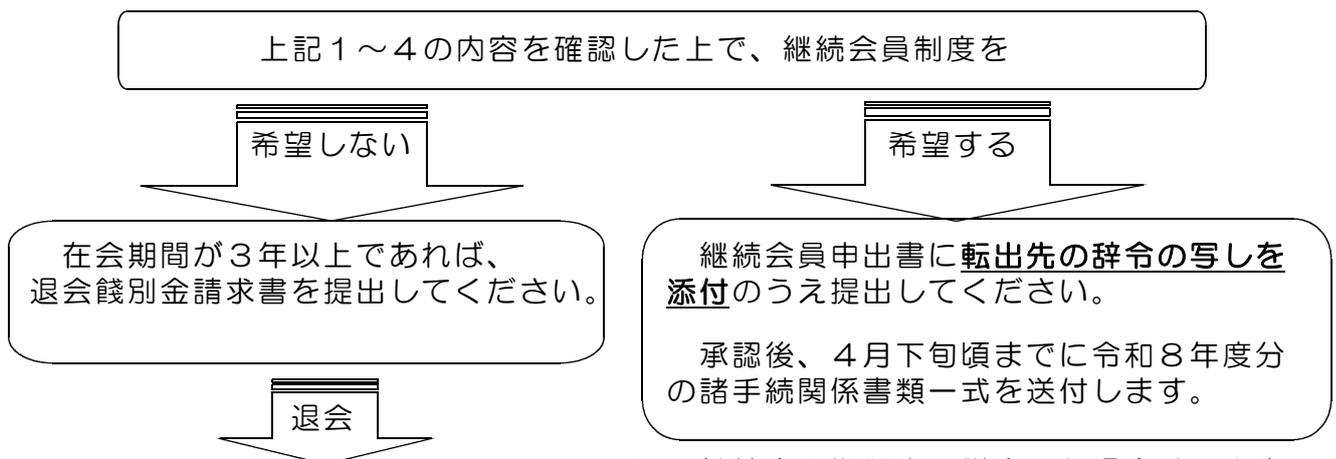
振込通知書(黄色)を使用し、毎月給料日までに納入してください。

3 各給付金等の請求について《該当者》

- (1) 各給付金については別紙1又は福利課ホームページ「教職員互助会事業一覧」を参照し、請求可能な給付があるかをご自身で確認することとなります。特に医療補給金及び家族医療補給金については、これまでの自動給付から請求による給付となりますのでご注意ください。
(添付書類：医療機関の領収書、高額療養費等に該当した場合は、加入している共済組合からの支給決定通知書の写しなど)
- (2) 請求事由が発生した場合は、請求書を作成し互助会事務局へ送付してください。
なお、継続会員の方は、証明書類を添付するため、所属所長の証明は必要ありません。

4 その他の手続き等について《全員》

所属所で行っていた諸手続きをご自身で行うこととなります。



※ 人事異動により、再度公立学校共済組合の資格を取得した時には、教職員互助会に再加入できます。

※ 継続会員期間中に脱会した場合は、人事異動により、再度公立学校共済組合の資格を取得した時に教職員互助会に再加入できます。ただし、在会期間が3年以上でも脱会した場合には退会餞別金は支給対象外となります。